

○あっせん・仲裁手続における秘密情報の取扱いに関する細則

(平成 21 年 9 月 18 日制定)

(目的)

第 1 条 東京弁護士会紛争解決センター（以下「本センター」という。）は、あっせん・仲裁手続に係る秘密情報を適正に収集、管理及び利用をすることにより、あっせん・仲裁制度に対する利用者の信頼を確保しつつ、当該情報を活用することにより、あっせん・仲裁手続の充実発展を図るため、本細則を制定する。

(対象となる秘密情報)

第 2 条 この細則において、あっせん・仲裁手続にかかる秘密情報とは、あっせん人、仲裁人及びあっせん人補が作成した書類等（電磁的記録を含む。以下同じ。）並びに当事者が提出した書類等に記載された情報並びに手続内における当事者の口頭の発言情報のうち、公表されていない情報のすべてをいう。

(秘密情報に接することができる者)

第 3 条 あっせん人、あっせん人補、仲裁人、助言者、紛争解決センター運営委員会委員、本会役員及び職員は、その役割及び目的に相応した範囲内で秘密情報に接することができる。

(秘密情報の保持)

第 4 条 本センター及び前条に掲げられた者は、前条の規定により知り得た秘密情報を、第三者に対し開示してはならない。

2 前項の規定に関わらず、本センターは、第 2 条に規定する秘密情報について、あっせん・仲裁制度の改善、研修、広報及びこれに準じる公益目的のため、当事者が特定されないよう匿名化したうえで、その目的に相応した方法で開示することができる。ただし、当事者（当該秘密情報の主体をいう。）がその利用を明示的に拒んだ場合は、この限りでない。

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（平成 22 年 1 月 1 日）から施行する。